

# 契約締結前のご説明(事前説明書)

株式会社 MFS

本書面は、「INVASE媒介(ローン紹介)サービス利用規約」に係る契約内容について、契約締結前にご理解いただくために、法令に基づき交付されるものです。

## 第1条「INVASE媒介(ローン紹介)サービス利用規約」に関する事項

### 1. サービス提供者に係る事項

- ①株式会社MFS(登録番号:東京都知事(2)第31690号)(以下「当社」といいます。)
- ②住所:東京都千代田区大手町一丁目6番1号

### 2. 媒介(ローン紹介)手数料の計算方法、金額

新規の借入れの場合:住宅ローン、不動産担保ローン、その他借入商品に係る融資承認金額(元本)の1パーセントに相当する金額(税別。ただし、下限を350,000円(税別)とする。)

### 3. (1) 媒介(ローン紹介)手数料の支払方式、(2) 支払時期、(3) 賠償額の予定等

- (1): 媒介(ローン紹介)手数料全額の一括払い(口座振込又はクレジットカード払いによる。)
- (2): 媒介(ローン紹介)サービス完了後、当社の指定する日まで
- (3): 年14.6%で計算された遅延損害金

### 4. 当社が契約する指定紛争解決機関

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

## 第2条住宅ローン、不動産担保ローン、その他借入商品契約に関する事項

借入れサービスの対象となる住宅ローン、不動産担保ローン、その他借入商品に係る契約の内容は、以下のとおりです。

- ①貸付けの金額:10億円以下で各金融機関が定める金額
- ②貸付けの利率:10%以下で各金融機関が定める率
- ③返済方式:元利均等型、元本均等型又は毎月利払・元金一括返済方式
- ④返済期間、返済回数:50年以下又は初回利払い日から債務者死亡時までの期間、600回以下又は未確定
- ⑤賠償額の予定:20%以下の割合で計算された遅延損害金
- ⑥各回の返済期日:各金融機関所定の返済期日
- ⑦返済金額の設定の方式:各金融機関所定の方式
- ⑧期限前返済の可否:可能
- ⑨期限の利益の喪失事項:各金融機関所定の事項

2022年10月12日 制定・施行

2023年9月1日 改訂

2024年4月1日 改訂

2024年7月30日 改訂

2024年8月6日 改訂

株式会社MFS